

流山市第3次男女共同参画プラン

平成27年度～平成31年度

流 山 市

はじめに

流山市では、平成10年3月に策定された「流山市男女共同参画社会づくりビジョン『パートナーシップながれやま』」を尊重し、平成14年3月に「流山市男女共同参画プラン」を策定して以来、プランの改正や新たなプランの策定を行いながら、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を進めてまいりました。

国においても平成22年12月に、第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。現安倍内閣は女性が活躍できる社会の実現に向け、男女が共に仕事と子育てを両立できる環境の整備等を進めています。

こうした中、現プランが平成26年度で終了することから、これまでの実績と検証結果を踏まえて、さらに新たな課題に対応するため、このたび基本理念に「男女がともに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして」を掲げた、「流山市第3次男女共同参画プラン」(平成27年度～平成31年度)を策定しました。

男女共同参画社会の実現は、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を認め合い、十分に発揮できるようにするとともに、少子・高齢社会の到来にあたり、ますます重要な課題となっております。

このため、本市が率先して取り組むことはもちろん、市民及び団体や企業と行政が一体となって連携し、取り組んでいくことが重要と考えておりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い致します。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重な御意見をいただきました流山市男女共同参画審議会委員の皆様を始め、多くの皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

流山市長 井崎 義治



目 次

第1章 プラン策定にあたって

- 1 プラン策定の背景 1
 - (1) 国の動向 1
 - (2) 千葉県の取組 2
- 2 流山市の取組 3

第2章 プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨と経緯 4
- 2 基本理念 5
- 3 プランの目指す方向 5
- 4 プランの性格 6
- 5 プランの期間 6
- 6 実績と検証 7

第3章 プランの内容

- 1 プランの体系図
 - 基本理念・基本目標・基本的課題・施策の方向 10
- 2 施策の内容（事業内容）
 - 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり 12
 - 基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり 17
 - 基本目標Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり 22
 - 基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実 27
 - 推進体制図 28

資料編

- DV等女性に対する暴力等の相談窓口について 29
- 主な指標 30
- 諮問（写） 31
- 答申（写） 32
- 流山市男女共同参画審議会委員名簿 36
- 流山市男女共同参画推進本部設置要領 37
- 流山市男女共同参画推進本部員名簿 40
- 男女共同参画に関する年表 41
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約） 44
- 男女共同参画社会基本法 51
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法） 55
- 男女共同参画関係用語 63

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景

(1) 国の動向

平成24年12月に誕生した安倍内閣は、日本の「新しい成長」の1つの柱に「女性が輝く社会を創り上げる」として、女性の力の活用や社会参画の促進が日本の強い経済を取り戻すために不可欠であり、全ての女性が生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを目指すとしています。

男女共同参画社会の実現は、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会を作り、家族の素晴らしさや価値を再認識することが必要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、女性にとってだけでなく、男性にとっても重要と位置付けています。また、安心して、子どもを産み育てるには、子育ての多様なニーズへの対応、働き方の見直しを通じて、仕事と生活のバランスのとれた、働く人に優しい社会の実現を目指すとしています。

平成22年に策定した「第3次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として「固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会」など4つを挙げ、改めて強調している視点として「女性の活躍による経済社会の活性化」、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「地域における身近な男女共同参画の推進」の5つを掲げています。

また、今後取り組むべき喫緊の課題の一つとして「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」を挙げ「社会のあらゆる分野において、平成32年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠であるとして、女性の活躍を進めています。

さらに、平成24年には、女性の活躍によって我が国の経済社会の再生を図るため、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定されました。

(2) 千葉県を取組

千葉県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法に基づく「千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を展開しています。

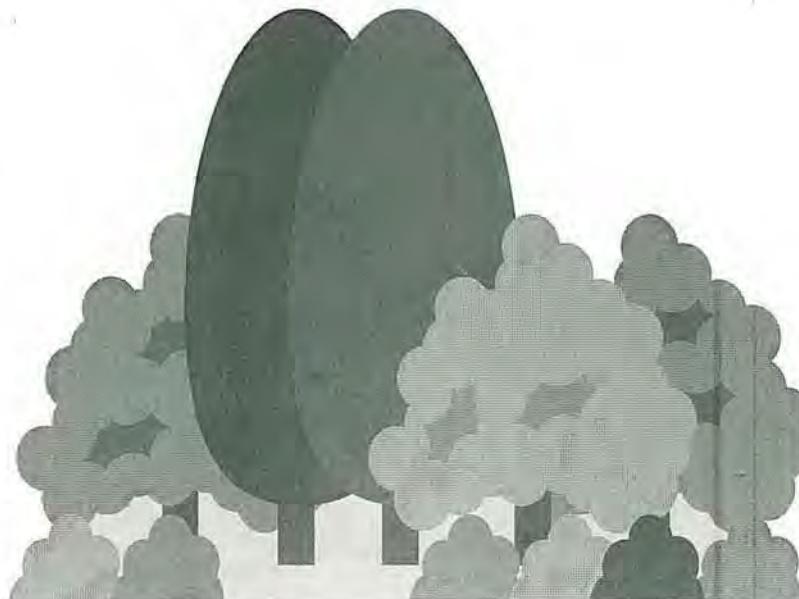
また、平成22年3月に策定した、千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」に、男女共同参画を総合計画推進に当たっての基本的考え方の一つに位置付けました。

これまでの取組みで、様々な分野において、男女共同参画に対する意識が浸透し、男女平等と感じる人の割合は増加傾向にあります。しかし、DV被害者支援を推進するため、関係機関との連携を強化する必要があります。

近年の社会情勢の変化により、貧困など新たな課題が生じています。また、女性の労働市場への参画促進や多様なライフスタイルの実現などに重点的に取り組む必要があります。

さらに、地域社会においても、男女がともに助け合い、協力し合って、よりよい地域社会をつくっていくことが重要です。

こうした中、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、新たな課題や社会状況の変化に対応するため平成23年に「第3次千葉県男女共同参画計画」を策定しました。



2 流山市の取組

流山市では社会教育の実践の場である公民館事業の一環として、女性の自立や男女平等意識の醸成に努めてきました。

また、女性施策に関する諸事業は、関係各課で対応していましたが、女性問題の解決を図り、女性に関する施策をさらに推進するため、平成4年4月、企画調整課内に「女性担当室」を設置し、関係諸事業の見直しや市民意識調査による市民ニーズの把握、シンポジウムの開催等、市民に対する啓発事業に取り組むとともに、職員の意識変革を求めて研修等を行ってきました。

行政がとるべき施策の基本的な方向性を明示した「流山市男女共同参画社会づくりビジョン『パートナーシップながれやま』」を平成10年に策定しました。

さらに、庁内組織として、「流山市男女共同参画推進本部」を設置し、啓発事業の推進に努めてきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、平成12年度からスタートした「流山市基本構想」に「流山市男女共同参画社会づくりビジョン『パートナーシップながれやま』」を位置付け、同構想の実現のための「基本計画」において男女共同参画に関するプランの策定を明確にしました。さらに、平成12年度から平成13年度にかけて、庁内組織である流山市男女共同参画推進本部を中心として、流山市男女共同参画審議会の答申を受けた後、「流山市男女共同参画プラン」を策定しました。

「改正流山市男女共同参画プラン」を経て、「流山市総合計画 後期基本計画」と連携した「流山市第2次男女共同参画プラン」を平成22年3月に策定し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて男女共同参画の推進を図ってきました。

第2章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨と経緯

流山市では、平成14年に「流山市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な啓発活動を行ってきましたが、平成25年度に実施した、まちづくり達成度アンケートの「あなたの男女平等感についておたずねします」では、「平等である」と答えた市民の割合は23%程度と低い状況でした。「あなたの男女の役割意識についておたずねします」では「男性は仕事、女性は家事育児という分担することがよい」と答えた市民は13%以上あり、固定的な性別役割分担意識が存在しています。

また、少子高齢化の進展、家族形態やライフスタイルの変化から介護や子育て環境整備や、社会的な問題の生活困難者を支える支援など新たに対応していかなければならない課題が生じています。

さらに、ドメスティック・バイオレンスの相談等、引き続き課題を解決していく必要があります。

このような状況のもと、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができかつ、共に責任を担うべき社会の実現に対応するためには、男女共同参画社会がますます重要になります。

平成14年3月に策定された「流山市男女共同参画プラン」では、計画期間を8年間とし、前期と後期に分けて推進してきました。平成18年4月には、前期が終了することに伴い、これまでの実績と検証を踏まえて、後期施策の見直しを図り、「改正流山市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画を推進してきました。平成22年3月には「改正流山市男女共同参画プラン」が終了することに伴い、これまでの実績と検証を踏まえ「流山市第2次男女共同参画プラン」を策定しました。「流山市第2次男女共同参画プラン」は、平成26年度で計画期間が満了することから、

引き続き男女共同参画の推進に取り組み、さらに積極的に新しい時代に即した男女共同参画の課題を解決するため、「流山市第3次男女共同参画プラン」を策定しました。

2 基本理念

「流山市第3次男女共同参画プラン」策定にあたり、新たに基本理念を掲げました。

男女がともに人権を尊重し、
個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして

女性も男性も、一人ひとりがかげがえのない人間として、性別や性別に基づく役割意識にとらわれることなく、相手の人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

3 プランの目指す方向

「流山市第3次男女共同参画プラン」では、4つの基本目標を設定しました。

基本目標

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり
- 基本目標Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり
- 基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

4 プランの性格

- (1) 「流山市第3次男女共同参画プラン」は、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、「流山市第2次男女共同参画プラン」を受け、「流山市総合計画 後期基本計画」との整合性を図り、本市の男女共同参画施策推進の基本となるプランとします。
- (2) 少子・高齢化が進み、家族形態やライフスタイルの変化から、介護や子育て環境の整備、生活困難者を支える支援、ドメスティック・バイオレンスの相談等の課題や本市の実態に対応したプランとし、市民にわかりやすく、事業内容・指標項目・担当課を明記しました。
- (3) このプランは、流山市男女共同参画審議会から答申を受け、「まちづくり達成度アンケート」や従前のプランの進捗状況を参考に、市長を本部長とする庁内組織である男女共同参画推進本部において素案を策定し、パブリックコメントを経て策定しました。
- (4) 各担当課が、実際に取り組む事業内容に、数字で表せる可能な限り目標数値を設定しました。
- (5) 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく、本市におけるDV防止基本計画としても位置付けています。

5 プランの期間

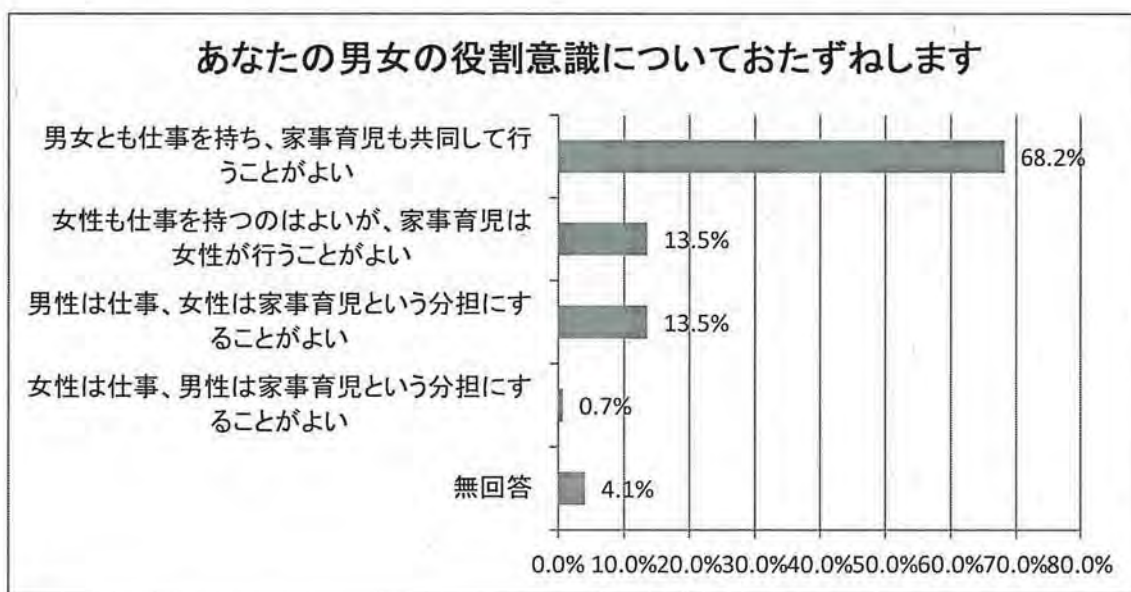
- ・平成27年度から平成31年度までの5年間のプランとします。
- ・このプランは、社会経済状況の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。
- ・このプランは、毎年推進状況を検証していきます。

6 実績と検証

平成26年度までの5年間の主な実績と課題は、次のとおりです。

□基本目標Ⅰ 「男女共同参画推進のための意識改革」

男女共同参画に関する理解を深める講座や講演会等を開催してきました。また、学校においては男女平等教育の推進に努めてきました。しかし、固定的な性別役割分担意識はなお根強く、流山市が平成25年12月に実施した「まちづくり達成度アンケート」の結果では、「男性は仕事、女性は家事育児という分担にすることがよい」という回答が13.5%あり、第2次プランの指標『男は仕事、女は家事育児』という固定的な見方をしている人の割合」の目標値12%以下にはなっていない状況です。



平成25年12月実施「まちづくり達成度アンケート」より

□基本目標Ⅱ 「政策・方針決定過程への参画」

各種審議会等への女性委員の登用率は、平成26年3月時点で32.1%で目標の40%には届いていません。しかし、女性のいない審議会の件数は、4件と減少傾向にあります。

また、自治会などの地域活動において女性の方針決定過程への参画が重要ですが、女性リーダーが少ない状況です。しかし、円滑な農業経営に向けた「家族経営協定」の締結件数は、平成25年度末で13件になりました。

さらに、市職員の女性職員の管理職への登用率は、平成26年4月時点で9.7%で目標の20%には届いていません。

政策・方針決定過程への参画指標	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
審議会等への女性の登用率	27.1%	26.6%	28.5%	30.2%	28.9%	32.1%
女性のいない審議会	14.7%	14.7%	17.1%	19.4%	12.5%	11.8%
家族経営協定締結数	2件	6件	1件	3件	0件	1件
市女性職員の管理職への登用率	9.5%	8.3%	9.2%	9.2%	7.8%	7.2%

□基本目標Ⅲ 「家庭・地域・職場における男女共同参画」

男女が共に責任を担うための家事、育児、介護に関する意識啓発や講座を行ってきました。平成25年12月に実施した「まちづくり達成度アンケート」の結果では、「男性が家事参画を十分行っている割合」は、20%でした。

また、子育て支援では、保育所の新設、低年齢児受入れ枠の拡大、延長保育の拡大を行いました。待機児童の解消にはいたりませんでした。

さらに、職場における男女共同参画、女性の再就職支援のための講座等を行いました。

□基本目標Ⅳ 「女性に対する暴力の根絶」

DV防止のための意識啓発の講座や研修会を開催するとともに、「DV被害者窓口対応マニュアル」を作成・活用し、関係機関との連携を図り相談者に対し適切な対応ができました。

また、複雑化する相談に対応するため、研修会に参加し相談員の質の向上を図りました。

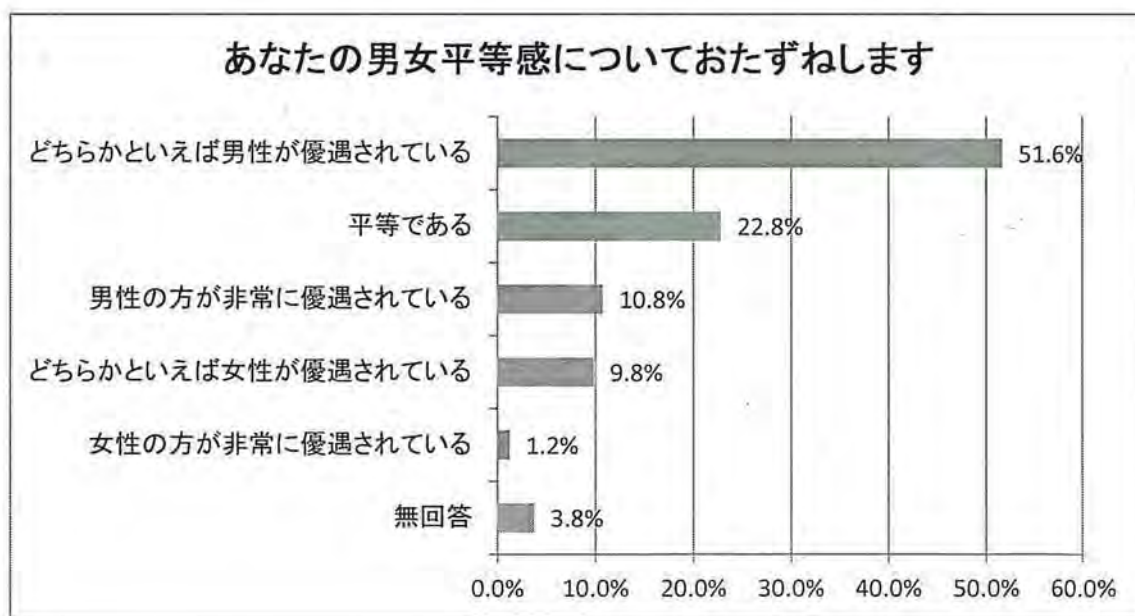
□基本目標Ⅴ 「生涯を通じた健康の促進」

生涯を通じた健康支援として、健康教育や健康相談を実施しました。母子父子などに対する両親学級等の開催、幅広い年齢層への健康に関する正しい認識の啓発を図りました。

□基本目標Ⅵ 「計画を着実に進める推進体制の充実」

庁内の推進体制は、市長を本部長に、副市長を副本部長とした「流山市男女共同参画推進本部」及び市長の附属機関として「男女共同参画審議会」の活用により、着実にプランの進行管理がされました。

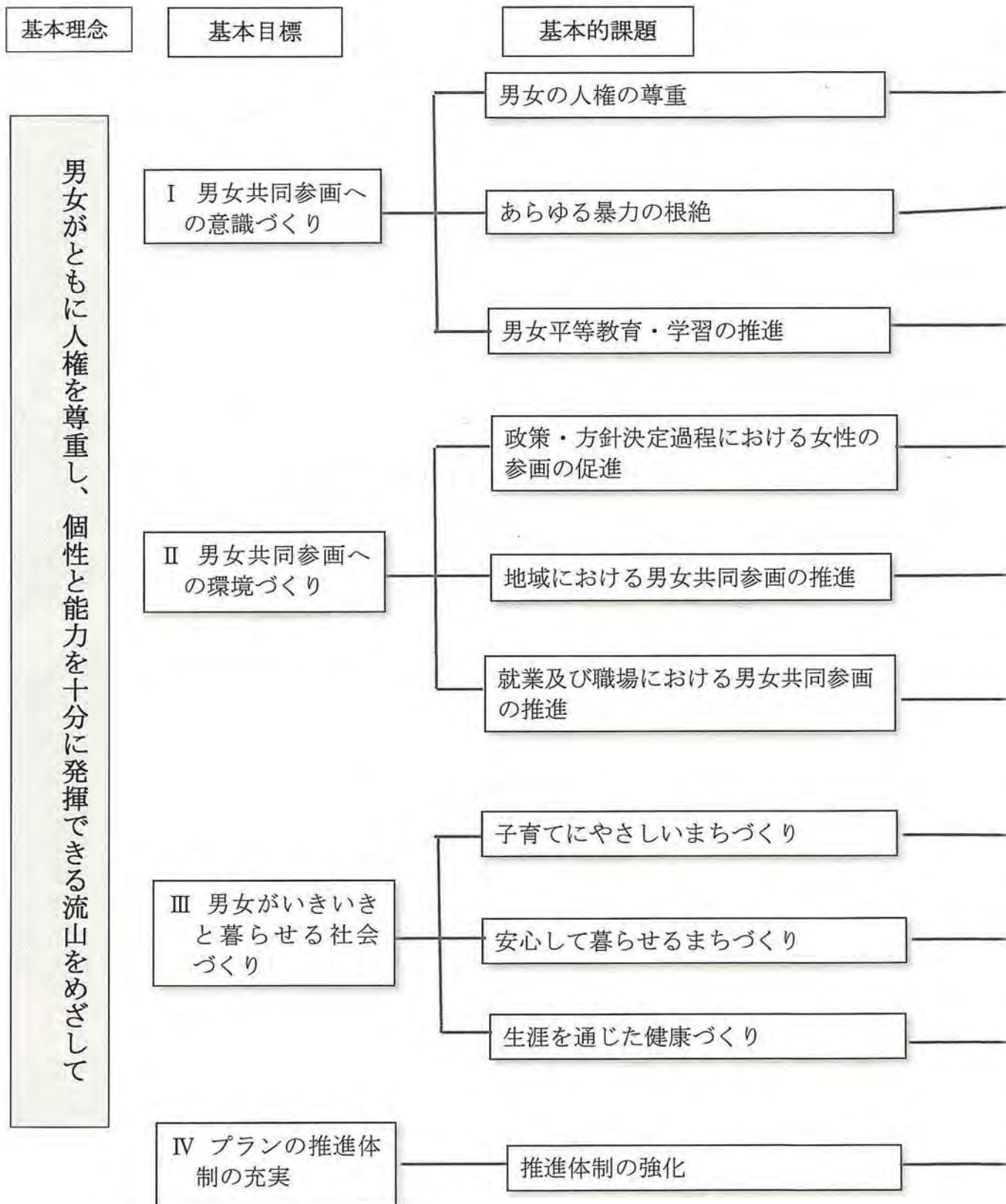
また、職員の育児・介護休暇についての周知は行われているものの、男性職員の取得率が大変低い状況にあることから、休暇取得の促進を図る必要があります。



平成25年12月実施「まちづくり達成度アンケート」より

第3章 プランの内容

1 プランの体系図



施策の方向

- ①男女共同参画をすすめる啓発活動の充実
- ②男女共同参画に関する調査・研究及び情報提供

- ①DV等女性に対するあらゆる暴力を許さない意識啓発
- ②相談体制の充実及び関係機関との連携
- ③セクシュアル・ハラスメントのない環境の整備

- ①男女共同参画に関する講座や講演会の開催
- ②学校における児童生徒への男女平等教育の推進
- ③家庭や地域における男女平等教育・学習の推進

- ①各種審議会等への女性の参画促進
- ②女性管理職の積極的登用の促進
- ③女性人材の育成
- ④農業・商業に従事する女性の経営・起業・社会参画の促進

- ①地域活動における男女共同参画の推進
- ②防災における男女共同参画の推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②女性の就職・再就職への支援
- ③就業及び職場における男女共同参画意識の啓発
- ④男女の機会の平等と公平な待遇の確保

- ①家庭における男女共同参画の促進
- ②子育て支援の充実
- ③子育てにおける情報提供及び相談体制の充実

- ①さまざまな困難を抱えている人へのきめ細やかな支援
- ②高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援

- ①健康増進への支援
- ②心と体の発達と生涯にわたる健康に関する意識の浸透

- ①庁内推進体制の充実
- ②施策推進のための拠点の整備
- ③市民・団体・企業など多様な機関との連携
- ④プランの推進状況の進行管理

2. 施策の内容（事業）

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みは、法律や制度の面での整備は進んできましたが、慣習・しきたり等の面では未だ真の平等が達成できたとは言えない状況にあります。また、性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会を実現する上で大きな障害といえます。この固定的な性別役割分担意識を改革し、男女共同参画を推進する必要があります。

また、暴力は人権侵害であることから、DV等あらゆる暴力を許さない暴力根絶に向けた取り組みを行うことが重要です。

引き続き男女共同参画に関する認識を深め、理解を深めるための教育・学習の推進と広報・啓発活動を行います。

（基本的課題）男女の人権の尊重

施策の方向	事業内容	担当課
①男女共同参画をすすめる啓発活動の充実	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行います ・国、県等が主催する研修会に参加します	企画政策課
	2 社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った講座等を開催します	子ども家庭課 公民館
	3 人権を無視した性意識を改めるためにメディアにおける社会的性別の存在を見直します	全課 企画政策課
	4 青少年社会環境浄化活動を展開し、有害図書 の区別、陳列の徹底や有害チラシ等の撤去について店舗への協力要請を行います	生涯学習課
②男女共同参画に関する調査・研究及び情報提供	5 各種専門員の研修の充実を図ります	子ども家庭課 保育課 公民館
	6 市民や職員の実態や啓発すべき事柄を的確に把握するため定期的に意識調査を行います	企画政策課
	7 男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います	企画政策課

	8 行政の刊行物「広報ながれやま」等に、男女共同参画に関する啓発記事を掲載します	全課 秘書広報課 企画政策課
	9 庁内の配付文書や市民向け配付文書等を男女共同参画の視点でチェックし、見直しを図ります	全課 企画政策課
	10 図書館の情報コーナーを更に充実します	図書・博物館

◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
1	啓発紙「結ながれやま」の発行回数	年1回	企画政策課
	国、県等が主催する研修会参加回数	年2回以上	企画政策課
2	社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った講座等開催回数	年1回以上	子ども家庭課
		年1回	公民館
5	各種専門員の男女共同参画に関する研修等参加回数	年1回	子ども家庭課 公民館
	保育士の男女共同参画に関する研修等参加回数	年1回以上	保育課
6	市民や職員の意識調査回数	年1回以上	企画政策課
7	男女共同参画に関する情報提供	随時提供	企画政策課
8	広報に男女共同参画に関する啓発記事掲載回数	年2回以上	企画政策課



(基本的課題) あらゆる暴力の根絶

施策の方向	事業内容	担当課
①DV等女性に対するあらゆる暴力を許さない意識啓発	11 DV防止のための意識の啓発を行います ・広報等により情報を提供します ・DV防止のための講座や研修会を開催します	秘書広報課 企画政策課 介護支援課 子ども家庭課
②相談体制の充実及び関係機関との連携	12 緊急一時保護等についての情報の収集と提供に努め、広域的な取り組みを推進します ・SOS連絡先等の周知を図ります	子ども家庭課 秘書広報課 企画政策課 社会福祉課 高齢者生きがい推進課 介護支援課
	13 DV被害者に対し、緊急避難時の手続等を支(新)援します	子ども家庭課
	14 男女共同参画の視点に立った相談を行います ・相談員の研修を行います ・家庭教育相談 ・DV相談 ・セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談	子ども家庭課 秘書広報課 企画政策課 市民課 社会福祉課 健康増進課 公民館
	15 女性に対する暴力等について相談体制の充実を図ります ・配偶者暴力相談支援センター・児童相談所・警察・保健所・病院・地域包括支援センター等関係機関との連携を図ります ・女性に対する暴力等についての相談窓口の充実を図ります	子ども家庭課 企画政策課 市民課 高齢者生きがい推進課 介護支援課 健康増進課
	16 関係機関と連携を図り、DV被害者に対し住(新)民基本台帳の閲覧等の制限をかけます	市民課

※ は、主務課です。相談窓口については、29ページをご覧ください。

③セクシュアル・ハラスメントのない環境の整備	17 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行います ・セクシュアル・ハラスメントは暴力にあたり、人権問題であるという認識を促します ・広報等により情報を提供します ・セクシュアル・ハラスメント等の防止のための講座や研修会等を開催します	企画政策課 人材育成課
	18 商工関係団体等にセクシュアル・ハラスメント等に関する情報の提供を行います	企画政策課 商工課
	19 セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の対応充実を図ります	人材育成課

◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
1 1	D V防止の情報を広報等に掲載回数	年 2 回以上	企画政策課
	D V防止の講座や研修会開催回数	年 1 回以上	子ども家庭課
	関係機関等との会議等での相談回数	年 1 2 回以上	介護支援課
1 2	地域包括支援センター等における連絡会議の回数	年 1 2 回以上	介護支援課
1 4	相談員のD V研修等の参加回数	年 1 回	子ども家庭課
1 7	セクシュアル・ハラスメント等の防止のための講座等開催回数	年 1 回以上	企画政策課
	セクシュアル・ハラスメントは暴力にあたり、人権問題であるという認識を促す情報提供回数	年 1 回以上	企画政策課
	職員に対しセクシュアル・ハラスメント等の防止のための研修開催数	年 2 回	人材育成課
1 8	セクシュアル・ハラスメント等に関する情報発信回数	年 1 回以上	企画政策課
	商工関係団体等にセクシュアル・ハラスメント等に関する情報の提供回数	年 1 回以上	商工課

(基本的課題) 男女平等教育・学習の推進

施策の方向	事業内容	担当課
①男女共同参画に関する講座や講演会の開催	20 男女平等の視点に立った家庭教育に関する講座等を開催します	公民館
	21 メディアリテラシーを養うための講座等を開催します	企画政策課 公民館
	22 社会的性別の存在に気づく視点を持つことのできる人材育成のための講座を開催します ・社会的性別にとらわれない男女共同参画の考え方への理解を深める講座等を開催します	企画政策課
②学校における児童生徒への男女平等教育の推進	23 教職員研修の充実を図ります ・男女共同参画社会基本法の周知を図ります ・男女平等の考え方への理解を深めます ・国・県等主催の研修会への参加を推進します	指導課
	24 教科・道徳の中で男女平等教育を推進します	指導課
	25 教育活動全体を通して、一人ひとりの個性や能力に応じた進路指導を推進します	指導課
	26 思春期における心身の機能の発達と心の健康についての保健指導の充実を図ります ・保健指導をはじめ、生命の大切さ等に関する認識を育てます	健康増進課 指導課
	27 人権尊重の視点に立った保健指導の充実を図ります ・教職員の保健指導に関する研修の充実を図ります ・発達段階に応じた保健指導を実施します	指導課
③家庭や地域における男女平等教育・学習の推進	28 保護者会等を通して、男女平等教育に対する保護者の理解を深めます	指導課
	29 個性や能力に応じた進路のあり方について、保護者会等を通して家庭に働きかけます	指導課



◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
20	男女平等の視点に立った家庭教育に関する講座等開催回数	年1回	公民館
21	メディアリテラシーを養うための講座等開催回数	年1回以上	企画政策課
		年1回	公民館
22	社会的性別の存在に気づく視点を持つことのできる人材育成のための講座等開催回数	年3回以上	企画政策課
23	教職員に対し男女共同参画等への研修参加回数	年1回以上	指導課
28	保護者会等での男女平等教育に対する説明回数	年1回以上	指導課



基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり

地域社会や職場の中で、女性の能力や視点を活かしていくことが求められています。審議会委員等への女性の登用率は未だ低く、目標である4割を達成できていません。市の政策・決定過程における審議会等への女性の参画を促進するための支援を行うとともに、女性自身の活動意欲を高める等、これまで以上に積極的に女性の登用を推進していく必要があります。

また、自治会や防災活動等の地域における活動においても女性が参加しやすい環境をつくり、女性の視点を反映させることが大切です。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの意識の定着、再就職への支援等、就業における男女共同参画意識を推進することなど、男女共同参画への環境づくりを目指します。

(基本的課題) 政策・方針決定過程における女性の参画の促進

施策の方向	事業内容	担当課
①各種審議会等への女性の参画促進	30 各審議会等における男女の委員割合が4割を下回らないようにします	審議会等を所管する関係各課
	31 女性のいない審議会等をなくします	審議会等を所管する関係各課
	32 市政への参画に関する情報を提供します	企画政策課
②女性管理職の積極的登用の促進	33 商工関係団体等に女性の管理職への登用を働きかけます	企画政策課 商工課
	34 女性職員の管理職への登用を推進します	人材育成課
③女性人材の育成	35 政策・方針決定過程への参画に向けた人材を発掘し登録します	企画政策課
	36 能力発揮及び能力開発等のため、情報提供や講座等を開催し、支援します	企画政策課
	37 女性職員へのフォローアップを行います	人材育成課
④農業・商業に従事する女性の経営・起業・社会参画の促進	38 経営に必要な資格、技能取得に関する情報を提供します	農政課 商工課
	39 農業技術経営講習会等を開催します	農政課
	40 家族経営協定の締結を促進します	農政課



◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
30	審議会等への女性登用率	40%	審議会等を所管する関係各課
31	女性のいない審議会の割合	10%以下	行政改革推進課
32	市政への参画に関する情報提供回数	年2回以上	企画政策課
34	市女性職員の管理職への登用率	年2%上昇	人材育成課
36	能力発揮及び能力開発等のため、情報提供や講座等開催回数	年2回以上	企画政策課
39	農業技術経営講習会等開催回数	年1回以上	農政課
40	家族経営協定締結件数	年1件以上	農政課

(基本的課題) 地域における男女共同参画の推進

施策の方向	事業内容	担当課
①地域活動における男女共同参画の推進	41 地域団体に女性役員の拡充を働きかけます	企画政策課
	42 地域活動における性別役割分担の見直しを働きかけます ・男女共同参画に関する情報を提供します	企画政策課 コミュニティ課
	43 自治会等に人材の育成を働きかけます	コミュニティ課
	44 市民の地域活動への参画を促します	コミュニティ課 高齢者生きがい推進課
②防災における男女共同参画の推進	45 地域における防災活動について、方針決定過程及び活動への女性の参画を促進し、人材の育成を働きかけます	防災危機管理課
	46 地域防火診断への女性の参加を促進します(新)	予防課

◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
42	男女共同参画に関する情報提供回数	年2回以上	企画政策課

(基本的課題) 就業及び職場における男女共同参画の推進

施策の方向	事業内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの推進	47 商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指し、講座等を開催します	企画政策課 商工課
	48 ワーク・ライフ・バランスの意識の普及と啓発をします	企画政策課
②女性の就職・再就職への支援	49 公共職業安定所と協力して就業相談を行います	商工課
	50 出産や育児を理由に退職した女性の再就職のために必要な資格、技能取得に関する情報の提供及び講座を開催します	企画政策課 商工課
③就業及び職場における男女共同参画意識の啓発	51 就業及び職場における固定的な性別役割分担の見直しを図ります ・男女が共に働きやすい職場環境をめざし、情報提供や講演会等を開催します	企画政策課 商工課 農政課
	52 商工関係団体等に法律セミナー等の開催を働きかけます	商工課
	53 商工関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会を開催します	企画政策課 商工課
④男女の機会の平等と公平な待遇の確保	54 商工関係団体等に育児・介護休業制度の周知を図ります	企画政策課 商工課
	55 公共職業安定所等と協力して法律や制度を周知します	商工課
	56 商工関係団体等に社会的性別の視点について働きかけます ・国・県の動向を踏まえ就労の場における実態の把握に努めます	企画政策課 商工課
	57 商工関係団体等に、働く男女が法律や制度を生かせる職場の雰囲気づくりを働きかけます	企画政策課 商工課

	58 働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報の収集と提供を行います ・妊娠・出産に関する母体保護について周知します ・妊産婦の健康管理について周知します	企画政策課 健康増進課
	59 育児休暇・介護休暇に関する情報の収集と提供を行います	企画政策課 人材育成課 健康増進課
	60 商工関係団体等に女性の能力の活用に関する情報を提供します	企画政策課 商工課



◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
47	商工関係団体等を対象として、男女がともに働きやすい職場環境を目指す、講座等開催回数	年1回	企画政策課
48	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発回数	年1回以上	企画政策課
50	女性の再就職のための講座等開催回数	年1回以上	企画政策課 商工課

5 1	就労の場における固定的な性別役割分担を見直すための情報提供回数	年1回以上	企画政策課
	女性農業者の経営参画意識向上に向けた研修会等開催回数	年1回以上	農政課
5 3	商工関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会開催回数	年1回以上	企画政策課 商工課
5 8	働く女性のための妊娠・出産の支援に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課
5 9	育児休暇・介護休暇に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課 人材育成課
6 0	商工関係団体等に女性の能力の活用に関する情報提供回数	年1回以上	商工課
	女性の能力の活用に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課



基本目標Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

男性も女性も共にいきいきと仕事と子育てに参画できる社会が求められています。流山市では、増加している子育て世代を対象に、子どもを安心して産み育てられる環境の整備や、男性も家事や育児に参加するための講座を開催するなどの支援をさらに充実させる施策の推進が必要です。

また、高齢化が進む中で、これまで以上に男女が介護などの責任をともに担いながら、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。

さらに、一人ひとりが生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための支援や環境整備に積極的に取り組みます。

(基本的課題) 子育てにやさしいまちづくり

施策の方向	事業内容	担当課
①家庭における男女共同参画の促進	61 男女が共に責任を担う家事・育児・介護等に関する意識の啓発を行います ・男女共同参画を進めるための講座等を開催します ・男性が家事・育児・介護等に参画するための講座等を開催します	企画政策課
	62 男性が育児に参加するための講座等を開催し(新)ます	公民館
②子育て支援の充実	63 低年齢児受入れ枠の拡大、延長保育の拡大、一時保育の多機能化を図ります	保育課
	64 保育所待機児童の解消に努めます	保育課
	65 ファミリー・サポート・センター事業を推進します	子ども家庭課
	66 児童館の機能の充実を図ります	子ども家庭課
	67 男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する情報を提供します	企画政策課
	68 男女共同参画による育児・保育教室を開催します	子ども家庭課
	69 審議会等の子どもの一時預かり等の促進をします	企画政策課
③子育てにおける情報提供及び相談体制の充実	70 社会的性別にとらわれない男女平等の視点に立った家庭児童相談を行います ・家庭児童相談員等の社会的性別にとらわれない男女平等意識の醸成を図ります	子ども家庭課
	71 両親学級等を開催します	健康増進課
	72 子育てに関する情報の提供を行います(新)	子ども家庭課

◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
6 1	男女が共に責任を担う家事・育児・介護等に関する意識の啓発回数	年2回以上	企画政策課
	男性が家事・育児・介護等に関する講座等開催回数	年1回以上	企画政策課
6 2	男性が育児に参加するための講座等開催回数	年7回	公民館
6 4	待機児童の解消のため保育所整備	待機児童ゼロ	保育課
6 7	男女共同参画の視点に立った子育て支援に関する情報提供回数	年1回以上	企画政策課
6 8	男女共同参画による育児・保育教室開催回数	年1回以上	子ども家庭課
7 1	両親学級等開催回数	年36回	健康増進課
7 2	子育てに関する情報提供回数	適宜	子ども家庭課



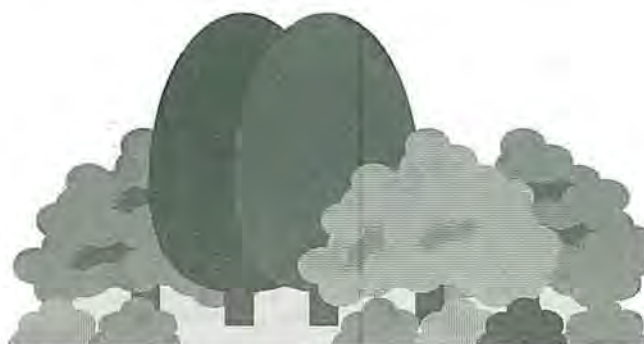
(基本的課題) 安心して暮らせるまちづくり

施策の方向	事業内容	担当課
①さまざまな困難を抱えている人へのきめ細やかな支援	73 男女が共に責任を担う家事・介護等に関する意識の啓発を行います	企画政策課 高齢者いきがい推進課 介護支援課
	74 ひとり親家庭等への医療費の助成を行います(新)	子ども家庭課
	75 幼稚園に通園されている保護者に対し助成を(新) 行います	子ども家庭課

	76 生活保護を受けるための相談をします (新)	社会福祉課
	77 市営住宅入居のための相談をします (新)	建築住宅課
②高齢期を 生きる男女 が安心して 暮らすため の支援	78 介護保険事業の普及啓発を図ります	介護支援課
	79 介護予防教室を開催し、介護への理解を深めます	介護支援課
	80 高齢者等が家に閉じこもらず地域に出て活動をする地域交流を推進します	コミュニティ課 高齢者いきがい推進課

◇指 標

事業No.	項 目	目標数値	担当課
73	男女が共に責任を担う家事・介護等に関する意識の啓発	年2回以上	企画政策課
		年1回以上	高齢者いきがい推進課
	介護予防教室等における男性の参加割合の増加	男性の参加割合3割	介護支援課
78	介護支援サポーター制度の登録者数	前年度10%増加	介護支援課
79	介護予防教室の開催回数	年7回以上	介護支援課



(基本的課題) 生涯を通じた健康づくり

施策の方向	事業内容	担当課
①健康増進への支援	81 女性の健康に関する正しい知識、情報の提供を行います	健康増進課
	82 男女ともに生涯を通じた健康支援を行います	健康増進課
	83 健康相談を実施します	健康増進課
②心と体の発達と生涯にわたる健康に関する意識の浸透	84 HIV/エイズや性感染症に関する正しい情報を提供する	健康増進課
	85 ネット犯罪に巻き込まれないための講座等を開催します ・生命の尊さなど、家庭や地域における家庭教育の充実を図ります	公民館
	86 母子保健に関する健康相談、健康教育の充実を図ります	健康増進課

◇指 標

事業No.	項目	目標数値	担当課
81	女性特有の集団がん検診時における講座回数	年40回	健康増進課
85	ネット犯罪に巻き込まれないための講座等開催回数	年1回	公民館
86	育児相談回数	年24回	健康増進課



基本目標Ⅳプランの推進体制の充実

男女共同参画の取り組みを推進するためには、全庁的な取組が必要であることから、市職員の男女共同参画の意識を高めることが重要です

また、国・県・他市町村、各種団体、NPO等とより一層の連携を図りながら、着実にプランの進行管理を行い、目標値を定め推進していきます。

(基本的課題) 推進体制の強化

施策の方向	事業内容	担当課
①庁内推進体制の充実	87 庁内推進体制をより一層強化します	企画政策課
	88 市職員に女子差別撤廃条約・男女共同参画社会基本法の周知を図ります	企画政策課
	89 市職員の男女共同参画に関する研修等の充実に図ります	人材育成課 企画政策課
②政策推進のための拠点の整備	90 施策推進のための交流の場について検討します	企画政策課
③市民・団体・企業など多様な機関との連携	91 国の「広報ガイドライン」の活用を図ります	企画政策課
	92 市民や事業者、民間団体、他自治体等との協働と連携を図ります	企画政策課
④プランの推進状況の進行管理	93 男女共同参画の推進状況を検証します	企画政策課

◇指 標

事業No.	項目	目標数値	担当課
88	新規採用職員に男女共同参画社会基本法等の研修を実施	年1回	企画政策課
89	市職員に対し男女共同参画に関する研修会を実施	年1回	企画政策課 人材育成課
93	男女共同参画の推進状況を検証	各年度終了	企画政策課

推進体制図

市長

諮問

答申・建議

男女共同参画審議会

男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議します。

学識経験者（2名）

団体の代表（6名）

市民の代表（5名以内）

推進本部

流山市における男女共同参画社会の形成をめざし、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

本部
市長以下、部長級で組織

幹事会
課長級で組織

研究会
関係各課職員で組織

事務局 男女共同参画室

結果報告

各事業を推進する担当課

男女共同参画を推進するため、各種事業を推進します。

連携

協働
連携

流山市民

- ・意識調査
- ・パブリックコメント
- ・意見

事業者・団体等

企業 商店 農業経営
団体 NPO等

資 料 編

DV等女性に対する暴力等の相談窓口について

施策の内容（事業）の担当課は、事業担当課を全て明記しています。
基本的課題「あらゆる暴力の根絶」施策の方向「②相談体制の充実及び関係機関との連携」の事業については、全庁的な取り組みが必要なため担当課が多課にわたっています。

DVに関する相談業務は、「子ども家庭課」が所管しています。

また、啓発業務は、企画政策課、子ども家庭課などで行っています。

子ども家庭課 Tel7150 - 6082

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。



パープルリボン運動

パープルリボンは、平成6年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。

今では、40カ国以上の国々に広がり、国際的なネットワークに発展し、多くの方々にパープルリボン運動が広がっています。

その他の主務課について

- ・各種審議会に関すること・・・・・・・・行政改革推進課 Tel7150 - 6078
- ・自治会等地域活動に関すること・・・・・・・・コミュニティ課 Tel7150 - 6076

主な指標

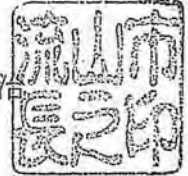
番号	基本目標	指標名	H17年度	H20年度	H26年度 (12月現在)	第3次目標値 H27～H31	備考	
1	Ⅰ男女共同参画への意識づくり	男女が平等に扱われていると思う市民の割合	27%(H16)	38.9%	22.8%	50.0%	まちづくり達成度アンケート	
2		「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合	12.9%(H16)	16.4%	13.5%	12%以下		
3	Ⅱ男女共同参画への環境づくり	審議会等への女性の登用率	31.3%	27.1%	33.2%	40.0%		
4		女性のいない審議会	21.1%	14.7%	9.4%	10%以下		
5		家族経営協定締結数	0件	2件	0件	5件		
6		市女性職員の管理職への登用率		9.5%	9.7%	年2%上昇		
7	Ⅲ男女がいきいきと暮らせる社会づくり	保育所等の確保方策人数 (通常保育事業 (保育時間7時～18時))	17か所 定員 1,630人	16か所 十分園2 定員 2,640人	26か所 十分園3 定員 3,091人	5,666人	第3次目標値については、子どもをみんなで育む計画の目標値(H27～H31) ()は、平成26年度までの次世代育成支援行動計画の指標名及び実績値	
8		ショートステイ(宿泊・日帰り)、トワイライトステイの確保方策人数 (トワイライトステイ事業)	未実施	1か所	1か所	730人		
		(ショートステイ事業)	未実施	1か所	1か所			
9		ファミリーサポートセンターのサービス提供会員の確保方策人数 (ファミリーサポートセンター事業)	1か所	1か所	1か所	2,856人		
10		延長保育の確保方策人数 (延長保育実施施設数)	18時30分まで		1か所	0か所		3,349人
			19時まで	11か所	15か所	26か所		
			20時以降	5か所	5か所	16か所		
			21時以降		4か所	4か所		
			22時以降		3か所	2か所		
11		一時保育の確保方策人数 (一時保育実施施設数)	6か所	7か所	11か所	25,250人		
12		(産休明け保育実施施設数)	9か所	9か所	21か所	—		
13		病児・病後児保育の確保方策人数 (病後児保育実施施設数)	2か所	2か所	2か所	2,400人		
14		(夜間・休日保育実施施設数)	2か所	2か所	1か所	—		
15		(認可保育所設置数)	17か所	16か所	26か所	—		
16		地域子育て支援センター設置数	8か所	10か所	14か所	15か所		
17	学童クラブの確保方策人数 (学童クラブ設置数)	14か所	15か所	21か所	2,425人			
18	デイケアセンター設置数	5か所	6か所	5か所	5か所			
19	短期入所生活介護定員数	82人	124人	180人	177人			
20	短期入所療養介護定員数	4か所16床	3か所11床	2か所9床	2か所9床			
21	認知症対応型協同生活介護定員数	45人	87人	114人	123人			
22	介護老人福祉施設定員数	318人	347人	547人	876人			
23	介護老人保健施設定員数	240人	252人	252人	252人			
24	ケアハウス定員数	100人	100人	100人	100人			
25	男性が家事参画を十分行っている割合			20.2%	年3%上昇	まちづくり達成度アンケート		

※まちづくり達成度アンケートは、平成25年度の結果

流 企 第 1 3 1 号
平成 2 5 年 7 月 3 1 日

流山市男女共同参画審議会
会 長 西山恵美子 様

流山市長 井崎 義治




流山市第3次男女共同参画プランの策定について（諮問）
本市では、平成22年3月に「流山市第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくり事業の推進を図っています。

「流山市第2次男女共同参画プラン」は、平成26年度に計画が終了することから、これまでの実績と検証結果を踏まえて、本市における男女共同参画施策を総合的・体系的に推進すべく、平成27年度から平成31年度までの5か年計画で新しいプランの策定を目指しています。

このプランの策定に当たって、現行のプランの評価・総括について検証し、ご意見をいただくとともに、プランの基本目標・基本的課題・施策の方向についてご意見を賜りたく、標記のとおり諮問します。

平成26年7月1日

流山市長 井崎 義治 様

流山市男女共同参画審議会
会長 西山 恵美子 

流山市第3次男女共同参画プランについて（答申）

平成25年7月31日付け、流企第131号で諮問のあった流山市第3次男女共同参画プラン（案）について、当審議会は慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

I 現行プランの評価・総括

1 総論

流山市第2次男女共同参画プランは、平成22年度から5年間、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な成果目標を定めて推進されています。個々の施策では、評価の基準を定めにくい事項もありますが、プラン全体としてはおおむね一定の成果があったといえます。今後は、庁内をはじめ関係機関や市民との更なる連携強化に努め、流山市としての独自性や先進性を持った取り組みを一層進めていただくことを求めます。

2 各論（基本目標）

（1）基本目標Ⅰ「男女共同参画推進のための意識改革」について

男女共同参画に関する講演会、講座、研修会を実施し、学校においては男女平等教育の推進に努めているものの、固定的な性別役割分担意識はなお根強く、流山市が平成25年12月に実施した「まちづくり達成度アンケート」の結果では、「男性は仕事、女性は家事育児という分担にすることがよい」という回答が13.5%あり、2次プランの指標「『男は仕事、女は家事育児』という固定的な見方をしている人の割合」は目標値12%以下になっていません。引き続き意識改革施策の推進を求めます。

（2）基本目標Ⅱ「政策・方針決定過程への参画」について

各種審議会等への女性委員の登用率は40%を目指していますが、未だ32.1%で届いていません。公募枠の拡大及び広報等により女性委員の登用がより一層進むことを求めます。

また、地域活動においても女性の方針決定過程への参画の促進が重

要です。引き続き地域団体に女性役員の拡充など、人材育成の働きかけを求めます。

(3) 基本目標Ⅲ「家庭・地域・職場における男女共同参画」について

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくため、家事、育児、介護に関する意識啓発のための講座の開催や情報紙の発行については評価します。また、子育て支援では、保育所の低年齢児受入れ枠の拡大、延長保育の拡大、待機児童の解消に努められている点を評価します。しかし、ワーク・ライフ・バランスの意識の定着や雇用における機会の平等と公平な待遇の確保については、啓発活動を工夫し、より一層の推進を求めます。

(4) 基本目標Ⅳ「女性に対する暴力の根絶」について

DV防止のための意識啓発の講座や研修会を開催するとともに関係機関との更なる連携の強化、相談事業の充実が必要です。

また、ストーカー被害者への住民基本台帳法に基づく支援措置、家庭児童相談、家庭内の悩み相談、育児相談等必要に応じて関係機関への連絡や要保護児童対策協議会での情報交換など適切な対応ができていますので、引き続き適正な対応を求めます。

(5) 基本目標Ⅴ「生涯を通じた健康の促進」について

乳幼児から成人、高齢者に至るまでの健康の促進への支援、母子父子などに対する各種事業の実施、その他市民による地域での健康づくり支援など、健康に関する支援の充実が図られたことについて評価できます。引き続ききめ細かな対応を求めます。

(6) 基本目標Ⅵ「計画を着実に進める推進体制の充実」について

行政内部に市長を本部長に、副市長を副本部長とした「流山市男女共同参画推進本部」及び市長の附属機関として「男女共同参画審議会」の活用により、着実にプランの進行管理がされていますが、より一層市民・団体・事業者との連携を図り、協働して男女共同参画の推進に努めていただきたい。

なお、流山市においては男女共同参画社会のモデルとなるよう、女性職員の管理職への積極的登用のため、意識の醸成を図る施策の一層の推進を求めます。また、職員の育児・介護休暇についての周知は行われているものの、男性職員の取得率が大変低い状況にあることから、休暇取得の促進を求めます。

II 基本目標・基本的課題・施策の方向について

流山市第3次男女共同参画プランを推進するに当たって、特に以下の点を配慮の上、進められることを求めます。

1 基本理念について

男女共同参画の更なる推進のためには、市民にもっと男女共同参画社会を身近に感じて頂くことが重要です。そのため市民とともに目指すべき基本理念を掲げられたい。

基本理念では、女性も男性も性別にかかわらず、相手の人権を尊重し、個性や能力を十分発揮できる社会を目指されたい。

2 基本目標及び基本的課題について

- (1) 男女共同参画社会の実現を妨げている大きな要因として、性別に基づく固定的役割分担意識が根強く残っていることが挙げられます。この固定的な性別役割分担意識を克服するためより一層啓発活動に力を入れ、男女平等教育・学習の推進に努められたい。

また、暴力は人権侵害であることを強く認識し、DV等あらゆる暴力を許さない意識啓発を図られたい。

- (2) 女性の能力や視点を活かしていくことが求められる中で、政策・方針決定過程における女性の参画を促進し、これまで以上に積極的な女性の登用推進を図られたい。

また、地域や職場においても、女性が参画しやすい環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの意識の定着など、男女共同参画社会の実現に努められたい。

- (3) 子育て世代が増加している流山市においては、子どもを安心して産み育てられる環境の整備や、男性が育児にも参加するための支援の充実を図られたい。

また、高齢化が進む中で、介護などの責任を男女がともに担いながら、誰もが安心して暮らせる社会が求められています。一人ひとりが生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための環境整備にも努められたい。

- (4) 市職員の男女共同参画の意識を高めるとともに、市民や各機関等とより一層の連携を図り、目標値を定めプランを総合的かつ計画的に実施されたい。そのため庁内体制の一層の充実を図られたい。

3 施策の方向について

基本目標・基本的課題に則り、男女共同参画の視点に立った啓発活動、女性の参画推進などの施策の充実を図られるとともに、DV等あらゆる暴力を許さない暴力根絶と防止に向けた環境づくり、子育て・介護などへの支援、地域活動における男女共同参画及び高齢期を生きる男女への支援など新たな課題にも対応していくための施策を望みます。

以上、男女共同参画社会の実現に向けて、流山市が第3次プランを庁内はじめ関係機関や市民と一丸となって推進し、具体的な成果目標を達成することを期待します。

男女共同参画審議会委員名簿

(平成25年7月31日～平成27年7月30日)

委員の構成	所属等	委員名	備考
学識経験を有する者	独立行政法人 国立女性教育会館客員研究員	西山 恵美子	会長
	中央学院大学法学部長 法学部教授	大村 芳昭	副会長
団体を代表する者	流山市立小中学校 校長会	田中 京子	
	NPO法人 流山市国際交流協会	大塚 明美	
	流山市民生委員 児童委員協議会	染谷 博	
	流山商工会議所	中村 晴子	
	連合千葉東葛地域協議会 野田・流山地区連絡会	横山 幸男	
	とうかつ中央農業協同 組合 流山女性部	岡田 庸子	
市民を代表する者		青木 八重子	
		柏木 恵理	
		萩原 晶子	
		廣田 好美	
		山田 安二	

流山市男女共同参画推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 流山市における男女共同参画社会の形成をめざし、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、流山市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策の推進に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

3 本部員は、流山市庁議等の設置及び運営に関する規則（平成15年流山市規則第36号）第4条に規定する庁議のメンバーをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部は、必要に応じ本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、各部局の課長相当職の職員をもって組織する。

3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、本部長が指名する。

4 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が事案に関係する幹事を招集し、幹事長が議長となる。

(幹事会の所掌事務)

第7条 幹事会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の調査研究及び企画に関すること。

(2) 本部が決定した事項の推進に関すること。

(3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(研究会)

第8条 幹事会に研究会を置く。

2 研究会は、事案に関係する課の職員及び本部員が推薦する職員をもって組織する。

(研究会の所掌事務)

第9条 研究会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の原案策定に関すること。

(2) 男女共同参画に関する施策の情報収集に関すること。

(3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(4) その他幹事会から要請を受けた事務事業の推進に関すること。

(事務局)

第10条 本部に関する事務を処理するため、総合政策部企画政策課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長には総合政策部長をもって充てる。

事務局員は、総合政策部企画政策課職員をもって充てる。

(事務局の職務)

第11条 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

平成26年度 男女共同参画推進本部
本部員名簿

No.		職 名	氏 名
1	本 部 長	市 長	井崎 義治
2	副本部長	副 市 長	石原 重雄
3	本 部 員	教 育 長	後田 博美
4		水道事業管理者	志村 誠彦
5		総合政策部長	山田 聡
6		総務部長	水代 富雄
7		財政部長	手嶋 敏和
8		市民生活部長	倉井 操
9		健康福祉部長	染谷 郁
10		子ども家庭部長	宮島 芳行
11		産業振興部長	福留 克志
12		環境部長	飯泉 貞雄
13		都市計画部長	亀山 和男
14		都市整備部長	齋藤 一男
15		土木部長	吉田 光宏
16		会計管理者	安蒜 秀一
17		議会事務局長	加茂 満
18		選挙管理委員会事務局長	藍川 政男
19		監査委員事務局長	亀山 隆弘
20		農業委員会事務局長	福留 克志
21		学校教育部長	鈴木 克巳
22		生涯学習部長	直井 英樹
23	消 防 長	久保 明	

男女共同参画に関する年表

年	世界	国	千葉県	流山市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 (目標: 平等、 発展、平和)	婦人問題企画推進本部設 置		
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定		
1979年 (昭和54年)	第34回国連総会で「女子 に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約」 (女子差別撤廃条約)採択			
1980年 (昭和55年)		「女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に関す る条約」(女子差別撤廃条 約)署名		
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロ ビ世界会議「婦人の地位向 上のためのナイロビ将来 戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」制 定		
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会「婦人 の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略の実施に関 する第1回見直しと評価 に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		「新国内行動計画」第1次 改正 「育児休業法」成立		
1992年 (平成4年)				女性担当室設置
1994年 (平成6年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部発 足		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議で「行 動綱領」「北京宣言」が採 択			
1996年 (平成8年)		「男女共同参画 2000 年プ ラン」策定	「ちば新時代女性プラ ン」策定	流山市女性施策懇話会 設置

年	世界	国	千葉県	流山市
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催	「男女共同参画基本計画」閣議決定	「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称	「流山市男女共同参画プラン」(骨子案)作成
2001年 (平成13年)		男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行	「千葉県男女共同参画計画」策定	
2002年 (平成14年)				「流山市男女共同参画プラン」策定
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006年 (平成18年)		「改正男女雇用機会均等法」改正	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 「千葉県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ちはら民共生センター・東葛飾センター開設	「改正流山市男女共同参画プラン」策定
2007年 (平成19年)		「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)		女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		
2009年 (平成21年)		女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		「流山市第2次男女共同参画プラン」策定

年	世界	国	千葉県	流山市
2011年 (平成23年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足		「第3次千葉県男女共同参画計画」策定	
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定	「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)」策定	
2013年 (平成25年)		「DV防止法」改正		

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年(1979年)12月18日
国際連合総会で採択
昭和60年(1985年)6月25日
日本国批准
同年 7月25日
我が国について条約の効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男

女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権

利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年

で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び

一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号
同11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則(省略)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共

団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域におけ

る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理*等）

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視

し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることが出来る。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (省略)

配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関 する法律 [DV防止法]

平成13年4月13日法律第31号
最終改正平成25年7月3日法律第72号

- 第1章 総則（第1条・第1条）
- 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）
- 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）
- 第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）
- 第4章 保護命令（第10条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条—第28条）
- 第5章の2 補則（第28条の2）
- 第6章 罰則（第29条・第30条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力*は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言

動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者

の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立て

の時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであ

って、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
 - 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。
（第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て）
- 第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
 - 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第一号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同

項第1号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 （省略）

男女共同参画関係用語

【か行】

用語	解説
家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。</p>
苦情の処理	<p>行政上の事項について不満をもつ関係者からの苦情の申し出を、当該事項を所掌する機関又は他の行政機関において受け付け、行政不服審査などとは異なる簡易、迅速・柔軟な方法で処理することをいいます。</p> <p>男女共同参画社会基本法第17条においては、国は、政府が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情の処理について必要な措置を講じなければならないとされています。</p> <p>国においては、各府省の行政相談窓口等及び総務省の行政相談制度で対応しており、地方公共団体においては、第三者機関を設置するなど地域の実情に照らして多様な手法が講じられつつあります。</p>
国際婦人年	<p>1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」とした。</p>
国連婦人の十年	<p>1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年—平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。</p>
固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。</p>

【さ行】

用語	解説
社会的性別 (ジェンダー)	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。</p>
社会的性別(ジェンダー)の視点	<p>「社会的文化的に形成された性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。</p> <p>このように、「社会的性別（ジェンダー）の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。</p>
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)	<p>1979年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、1981年9月に発効しました。2012年6月現在、条約の批准国は187カ国であり、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。</p> <p>締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。</p>
女子差別撤廃条約選択議定書	<p>1999年10月、第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効しました。個人通報制度、調査制度などについて規定しています。2012年6月現在、選択定義書の批准国は104カ国。我が国は未批准です。</p>
セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)	<p>男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。</p>

<p>セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)</p>	<p>なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。</p> <p>また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。</p>
<p>積極的改善措置</p>	<p>「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。</p> <p>積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。</p> <p>男女共同参画基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。</p>

【た行】

用語	解説
<p>男女共同参画会議</p>	<p>平成13年1月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つです。内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国务大臣12名と内閣総理大臣の任命する有識者12名により構成されています。</p> <p>所掌事務は、男女共同参画社会基本法第22条に以下のとおり掲げられています。</p> <p>(1) 男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を述べること。</p> <p>(2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること。</p> <p>(3) 男女共同参画基本計画の作成、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。</p>

男女共同参画会議	<p>(4) 以下に掲げる事項を実施し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見</p> <p>① 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視</p> <p>② 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査</p>
男女共同参画基本計画	<p>政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成22年12月17日に閣議決定されています。</p> <p>また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。</p>
男女共同参画社会	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。</p>
男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。</p>
男女共同参画推進本部	<p>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成6年7月に閣議決定に基づき内閣に設置されました。本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されています。</p>
男女雇用機会均等法	<p>男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」と言う。）は、雇用の分野で男女の均等な機会や待遇の確保などを目的とする法律である。募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでのすべての段階における女性の差別が禁止されました。</p>
地域包括支援センター	<p>地域において、＜1＞総合的な窓口機能＜2＞介護予防マネジメント＜3＞包括的・継続的マネジメントの基本的な機能を持つ「地域包括ケア」の中核機関として設置される。運営主体は、区市町村、</p>

地域包括支援センター	在宅介護支援センターの運営法人、区市町村が委託する法人である。職員は、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援の立場から、区市町村、地域のサービス事業者、関係団体等で構成される「地域包括支援センター運営協議会」が関与します。
ドメスティック・バイオレンス	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。</p> <p>なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。</p> <p>ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。</p>

【な行】

用語	解説
内閣府男女共同参画局	<p>平成13年1月の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置されました。</p> <p>この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体として行政のスリム化が図られる中で、新たに男女共同参画局が設置され、組織の拡充が図られました。</p> <p>男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進しています。</p>

【は行】

用語	解説
配偶者からの暴力	(ドメスティック・バイオレンス参照)
ファミリー・サポート・センター	地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。急な残業や子どもの病気の際など既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需用に対応するための、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織をいいます。
フォローアップ	ある事柄を徹底させるために、あとあとまでよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすることをいいます。
北京宣言及び行動綱領	第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力闘争、〈6〉女性と経済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女兒から構成されています。
母子保健	母性ならびに小児の健康の保持・増進を図ることです。
ポジティブ・アクション	(積極的改善措置参照)

【ま行】

用語	解説
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

【わ行】

用語	解説
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

流山市第3次男女共同参画プラン

発行 平成27年3月

流山市総合政策部企画政策課男女共同参画室

〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1

TEL 04-7158-1111 (代)